

教 総 第 1 4 号

平成 2 3 年 4 月 1 日

教育局各課所館長
各 県 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

病気休職期間の取扱いについて（通知）

「職員の分限に関する条例の運用について（昭和 6 0 年 4 月 1 日付教育長通知）」を一部改正したことに伴い、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 2 項第 1 号に基づく病気休職の期間について、平成 2 3 年 4 月 1 日から下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 休職通算判定期間の取扱い

休職通算判定期間には、病気休暇等を取得した期間を含めないものとする。

2 病気休職期間の計算の取扱い

病気休職期間の計算については、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 4 3 条に定める期間の計算方法により暦に従って計算することとし、各休職期間の 1 月未満の日数を合計する場合は、3 0 日をもって 1 月として計算する。